

令和 7 年度世界自然遺産地域における外来種侵入状況把握調査等業務 仕様書

1. 業務の目的

『外来種被害防止行動計画』（平成 27 年 3 月 26 日、環境省・農林水産省・国土交通省）では、外来種被害予防三原則である「入れない」「捨てない」「拡げない」の考えのもとに、意図的に導入される外来種の適正管理について言及している。加えて、非意図的導入に対しても「生物多様性保全上重要な地域において、優先的に対策を進める」としており、環境省ではこれまでも全国主要空港・港湾における定点モニタリング等を行っているほか、沖縄奄美自然環境事務所（以下「当所」という。）では巡視や監視員の配置等により早期発見・初期防除に努めてきたところである。

本業務では世界自然遺産地域を中心として、特定外来生物はもとより、環境省・農林水産省で平成 27 年 3 月に公表した『我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト』に掲載されている種（以下「リスト掲載種」という。）、鹿児島・沖縄両県および奄美大島の外来種リスト（以下「地域リスト掲載種」という。）を対象として、どのような種が、どのような経路で非意図的に導入されているのか把握するための調査を行うとともに、特定外来生物をはじめとする侵略的外来種のうち、特に遺産地域・緩衝地帯・周辺管理地域において侵入・分布拡大が強く懸念される種について重点的に調査を行うことを目的とする。

2. 業務履行期限

令和 8 年 3 月 23 日

3. 業務実施場所

鹿児島県（奄美大島、徳之島）、沖縄県（沖縄島、石垣島、西表島）

4. 業務の内容

(1) 外来種侵入状況ライン調査（以下、「ライン調査」という。）

海外からの輸入物や国内からの移動物により非意図的導入があり得る場所として、「平成 29～令和 6 年度世界自然遺産候補地における外来種侵入状況把握・対策検討業務」（以下「過年度業務」という。）で実施した結果を参考に、世界自然遺産地域及び緩衝地帯を含むように調査ラインを「奄美大島・徳之島」から 40 箇所、「沖縄島北部」から 32 箇所、「西表島・石垣島南部」から 28 箇所程度（合計 100 箇所程度、各箇所 2.5～3km 程度、1 日 4 箇所程度を想定）選定し、環境省沖縄奄美自然環境事務所担当官（以下「環境省担当官」という。）の了解を得る。

選定した調査ラインについては、見落としがないよう動植物について十分に識別能力を有する調査者 3 人程度一組で歩行し、周辺草地や河川沿いに生育するツルヒヨドリ（*Mikania micrantha*）、タイワンハブ（*Protobothrops mucrosquamatus*）やタイワンスジオ（*Elaphe taeniura friesei*）など外来へビ類の轢死体等、特に特定外来生物

に留意しながら、下記参考に記した最新のリスト掲載種及び地域リスト掲載種全種について、存在の有無及び発見位置等を記録する。また、鹿児島県内においては鹿児島県の「指定外来動植物による鹿児島の生態系にかかる被害の防止に関する条例（平成31年4月施行）」に基づく「指定外来動植物」のうち「鹿児島県外来種リスト」（平成29年3月更新）に掲載されていない種についても存在の有無及び発見位置等を記録する。各リストでは現状最優先カテゴリーに入っていないくても、ヤンバルトサカヤスデ（*Chamberlinius hualinensis*）およびメリケントキンソウ（*Soliva sessilis*）、オウゴンカズラ（*Epipremnum aureum*）をはじめ人体や環境への影響の大きな種の分布には調査全体を通して特に注意を払うこと。また、リスト掲載種の中でもアゾラ・クリスタータ（*Azolla cristata*）やホンコンシロアゴガエル（*Polypedates megacephalus*）のように奄美大島及び沖縄島北部地域での実態が未だ把握されていないものに加え、リスト掲載種以外でも、ビサヤアカアシカタゾウムシ（*Metapocyrtus adspersus*）やソテツシロカイガラムシ（*Aulacaspis yasumatsui*）など一部地域で急激な分布拡大が観察されているものや、今後リスト掲載の必要が生じ得る種についても十分留意してラインでの出現記録を一覧表として整理し、その写真とともに報告書末尾に添付すること。

位置情報については地理情報システム上で情報整理し、踏査経路についてはGPS受信機を用いて記録する。GPS受信機は当所より貸与する。調査経路のログファイル及び写真データも成果物として納品する。なお、調査に際しては各事務所職員が立ち会うことがあるので、予め調査ルートと日程表を提出すること。

（2）懸念種重点調査

1）シロアゴガエル調査

特定外来生物のうち、令和5年度に徳之島への侵入が確認されたシロアゴガエルについて、奄美大島の奄美市名瀬地区及び瀬戸内町古仁屋地区における止水域において日没後のコールバック調査及び目視確認調査による生息確認を行う。コールバック調査は1分間の音源を1地点あたり2回再生し、再生1回ごとに2分間の聴き取り時間を設ける。日中及び音源再生2回目の聴き取り時間後に、対象水域及びその周辺で、コールバック調査では反応のない成体メス、幼生、卵塊などの目視確認を適宜行う。調査地点については両地区で合計25地点設定し、2日程度での作業を想定する。あらかじめ環境省担当官の了解を得た上で、調査は10月までに実施する。

2）アリ類ベイトトラップ調査

奄美大島及び徳之島の物流拠点（港）において、ライン調査では見落とされる可能性が高い外来アリ類について確認率を高めることを目的としたベイトトラップ調査を行う。調査箇所は、奄美大島の古仁屋港、徳之島の平土野港及び亀徳港の3ライン上において、コンテナ等が密集している箇所とする。ベイトトラップは数メートル間隔で50個を設置し、1～2時間経過後に誘引されたアリ類を採集し、標本として持ち帰った後、顕微鏡下で標本を同定し、外来アリ類の有無を確認する。誘引餌には、多種の

アリ類を引き寄せるため系統の異なる３種の餌（例：スナック菓子、糖蜜系の飴、スルメ）を混合して用いること。

なお、調査は、ライン調査と併せて実施する事を想定する。

特定外来生物の調査に際しては世界自然遺産の各モニタリング指標の評価シート※のうち、「整理番号 3-(1)-16①：遺産地域・緩衝地帯で発見された外来種」及び「整理番号 3-(1)-16②：周辺管理地域における外来種」において標準地域メッシュの第三次メッシュで整理されている各シートの評価に資するよう、対象面積・地域や調査コスト、継続性についても考慮すること。※ <https://kyushu.env.go.jp/okinawa/amami-okinawa/plans/monitoring/pdf/a-5-j.pdf>

位置情報については地理情報システム上で情報整理し、踏査経路については GPS 受信機を用いて記録する。

「奄美大島・徳之島」におけるライン調査についてはアリ類ベイトトラップ調査と併せて９日程度、「沖縄島北部」のライン調査においては７日程度、「西表島・石垣島南部」のライン調査においては５日程度の調査実施日数を見込む。

参考：

特定外来生物等一覧

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html>

生態系被害防止外来種リスト

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/iaslist.html>

沖縄県対策外来種リスト

<https://www.pref.okinawa.jp/kurashikankyo/kankyo/1004621/1004634.html>

鹿児島県外来種リスト

<https://www.pref.kagoshima.jp/ad04/kurashi-kankyo/kankyo/yasei/gairai/alienspecies-list.html>

奄美大島における外来植物対策の優先度リスト

<https://kyushu.env.go.jp/okinawa/awcc/alien-priority.html>

（３）業務打ち合わせ

業務を円滑に遂行するため、以下の通り打ち合わせを実施する。

a. 業務開始時

業務の具体的な進め方、工程や作業体制、安全管理等について記した業務計画書を作成し、環境省担当官との１回当たり２時間程度の打ち合わせを行う。打ち合わせが複数回にわたる場合には、オンラインでも可とする。

b. 業務の進捗報告

（１）～（２）の実施に際しては、随時、環境省担当官にメールや電話等で進捗を

報告する。

c. 業務取りまとめ時

業務結果の取りまとめ方針等については、調査結果に基づいて下記 5. 成果物の GIS データ作成を含め事前打ち合わせを行う（別紙の GIS の仕様を想定。）。

（4）報告書作成

（1）～（2）および、その結果に基づき環境省担当官の了解を得た GIS データの内容を取りまとめ、報告書を作成する。

5. 成果物

業務全体の結果を取りまとめ、以下に定めるとおり成果物を提出する。なお、生息確認地点などの GIS データに関しては少なくとも 1 ヶ月前までに環境省担当官の了解を得た上で、報告書を取りまとめること。

紙媒体：報告書 10 部（A 4 判 100 頁程度）

電子媒体：報告書及び調査結果の計算表、写真データ、GIS データ等の電子データを収納した DVD-R 2 セット

報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添及び別紙によること。

提出場所：九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所野生生物課

6. 著作権等の扱い

- （1）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- （2）請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- （3）成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- （4）成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- （5）成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- （6）納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて過年度業務に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、過年度業務における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所野生生物課

(TEL:098-836-6400)

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- ・データベース；Claris 社 FileMaker（ファイル形式は「FileMaker Pro19（バージョン 19）」以降で作成したもの）
- ・地理情報システム；ESRI 社 ArcGIS で表示できる形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。